

# 東予地域光ファイバケーブル網に関するサウンディング型市場調査実施要領

令和 4 年 8 月 31 日

愛媛県西条市 総務部 ICT 推進課

## 1. 調査の目的

本市においては、平成 13 年度に旧東予市が現在の東予地域に敷設した、東予地域光ファイバケーブル網（以下、「当該ケーブル網」という。）について、市の出先機関と接続したうえで、現在通信回線として利用しています。しかしながら、当該ケーブル網は光ファイバケーブルの一般的な耐用年数を経過していることから、当該ケーブル網の撤去に至るまで、今後の保守運用、利活用の方法、処分の方法について検討しています。

なお、当該ケーブル網については、毎年 1 回の巡視点検を実施し、必要な個所について補修や修繕を行っており、比較的健全な状態に保たれていると考えており、今後 10 年程度は使用可能と想定しています。

このため、市の経費負担を抑制したうえで、当該ケーブル網の有効活用を図りつつ、最終的な処分に至るまでの最適な方法について提案をいただくことを目的に、サウンディング型市場調査（以下、「サウンディング」という。）を実施するものです。

## 2. 対象物件の概要

対象地	西条市周布 348 番地(起点)
ケーブル網延長	33,335.2m
付帯物品	<ul style="list-style-type: none"><li>・ クロージャ : 61 個</li><li>・ 光成端箱 24 個</li><li>・ その他配線金物、ダクト、バンド類一式</li></ul>
都市計画等による制限	なし
現況等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 平成 13 年度(2001 年度)に敷設し、稼働開始</li><li>・ 西条市役所西部支所（旧東予総合支所）を起点に、スター型にて敷設</li></ul> <p>【接続拠点数】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 市の出先機関（公民館、保育所等）全 42 施設と接続（内訳：稼働施設 25、非稼働施設 17）</li></ul> <p>【巡視点検の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1 年に 1 回の巡視点検を実施している。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点検実施項目については次のとおり <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 共架電柱の巡視点検</li> <li>○ 伝送損失試験(5箇所)</li> <li>○ 報告書作成</li> </ul> </li> <li>・ 点検により不良個所が発見された場合は、該当箇所を修繕している。</li> <li>・ 光ファイバケーブル劣化による断線等の障害事案は無い。</li> </ul> <p>【修繕等の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修繕内容については、概ね以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の統廃合等に伴う引込みケーブルの撤去・移設</li> <li>○ ケーブル保護カバーの除去・交換</li> <li>○ ケーブル・共架金物類の劣化に伴う修繕</li> </ul> </li> </ul> <p>※ これら修繕における平均費用は約 30 万円/年である。 (平成 16 年度～令和 3 年度 (合併以後) における平均値)</p> <p>【電柱移設への対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電柱移設等の必要が生じた場合は、移設の要請によりケーブルの架け替え修繕による対応を実施している。</li> <li>・ 架け替え修繕対応本数は、平均約 12 本/年(約 91 万円/年)である。 (平成 16 年度～令和 3 年度における平均値 【参考】最大値 32 本/年、最小値 3 本/年)</li> </ul>
その他	<p>【電柱共架等の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共架本数【四国電力柱：465 本、NTT 西日本：209 本、旧東予市：31 本】</li> <li>・ NTT 西日本敷地 1 式、NTT 西日本地中管路 1 本</li> </ul> <p>※ 上記について、ケーブル網所有者である市が共架料、添架料等を支払っている。</p> <p>【動産総合保険の状況】</p> <p>物理的障害時の対応のため、当該ケーブル網について、動産総合保険に加入している。</p> <p>【芯線貸付の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該ケーブル網の一部(4 芯、貸付距離 36,786m)について、通信事業者へ貸与している。</li> </ul>

### 3. スケジュール

実施方針の公表	令和 4 年 8 月 31 日(水)
現地見学会・説明会の参加申込期限	令和 4 年 8 月 31 日(水)~9 月 6 日(火)
現地見学会・説明会の開催	令和 4 年 9 月上旬 (希望がある場合、日程調整のうえ実施)
質問受付締切	令和 4 年 9 月 15 日(木) 17 時まで
質問回答	令和 4 年 9 月 20 日(火)
サウンディング参加申込期限	令和 4 年 9 月 26 日(月)
サウンディング実施日時及び場所の連絡	令和 4 年 9 月 28 日(水)
提案書の提出期限	令和 4 年 10 月 14 日(金)
サウンディングの実施	令和 4 年 10 月 19 日(水)~10 月 21 日(金)
実施結果概要の公表	令和 4 年 10 月下旬 (予定)

### 4. サウンディングの内容

#### (1) サウンディング対象者

市内で当該ケーブル網における適切な保守運用、点検、修繕、撤去等が可能である通信事業者とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 参加申込書提出時点で、西条市建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格指名停止措置を受けている者
- ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は西条市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に該当する者
- ⑤ 市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

#### (2) 調査にあたっての前提条件

当該ケーブル網の維持管理、運用、処分にあたり、前提条件を示します。

ア 当該ケーブル網については、適切かつ継続的な補修・修繕等を行うことにより、今後 10

年間程度、継続使用が可能な期間として想定しています。

- イ 当該ケーブル網については、「2. 対象物件の概要」の「現況」欄記載の接続拠点間において、市の業務用情報通信回線として利用しています。当該ケーブル網を継続使用する場合は、現在の通信環境を維持する想定です。
- ウ 当該ケーブル網について、市から事業者への移譲を妨げるものではありません。その場合、事業者は移譲後の当該ケーブル網の使用にあたり、周辺地域に対して地域情報化に資する通信サービスの提供を行うものとします。移譲対象物品については、光ファイバケーブル、クロージャ、光成端装置及び成端箱とします。
- エ 当該ケーブル網を移譲する場合は、線路設備が使用している電柱等の契約について、移譲先事業者へ変更する必要があります。また、当該ケーブル網の一部について通信事業者へ貸与しているため、継続使用等の配慮が必要です。
- オ 最終的には当該ケーブル網について使用を終了する段階において、撤去を行うことが必要ですが、撤去にあたっては、その時点において、当該ケーブルの所有権を有する者が実施することとします。

### (3) サウンディングの項目

当該ケーブル網について、主に次の項目についてご意見、ご提案を求めます。

- ① 当該ケーブル網を撤去するにあたり、市の財政的負担を抑制できる手法について  
当該ケーブル網を撤去するにあたって、市の負担をできるだけ抑制したうえで撤去等を行える事業手法について、適切な撤去時期やその期間、方法や手順などについてお聞きします。
- ② ケーブル網の撤去に至るまで総合的な管理や有効活用を図る手法について  
当該ケーブル網を一定期間継続使用する場合において、有効的な活用、また安定的で効率的な運用を実現しながら、撤去に至るまでの効果的な手法などについて、具体的な内容や仕様の提案・アイデアを求めます。
- ③ 周辺地域への情報化推進など、サービス提供の可能性と手法について  
当該ケーブル網は東予地域の各出先機関を接続していることから、これを活用した周辺地域への情報化などのサービス提供の可能性及びその手法について、提案やアイデアを求めます。
- ④ 実施にあたっての条件について  
事業等の実施にあたり、市に配慮してほしい事項等についてお聞きします。

## 5. サウンディングの手続き

## (1) 現地見学会について

当該ケーブル網の現地見学会については、希望者に対して実施します。

希望される場合は、令和4年9月6日(火)までに、西条市役所総務部 ICT 推進課までお問い合わせください。

- ・ 見学場所：西条市役所西部支所（旧東予総合支所）及び当該ケーブル網の主要接続拠点
  - ・ 見学予定物件：当該ケーブル網起点及び接続点、電柱共架等の状況
- ※ 見学日については、日程調整のうえ9月上旬に実施します。

## (2) 質問シートの提出（任意）

本案件に関する質問は、「別紙2 質問シート」に記入し、9月15日（木）17時までに「8. お問い合わせ先」へ電子メールにてご提出ください。

質問内容と市の回答は、原則として、サウンディング型市場調査参加事業者の皆様にも共有させていただき、ご担当者の電子メールアドレスへ送付いたします。

共有を希望されない場合は、その旨を質問シートに明記してください。

## (3) サウンディングの参加申し込み

サウンディングに参加を希望する場合は、別紙のエントリーシートに必要事項を記入し、件名を【サウンディング参加申込】として、9月26日（火）までに、「8. お問い合わせ先」へ電子メールにてご提出ください。

なお、参加できる人数は、1事業者（グループ）最大3名とします。

## (4) サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申し込みをいただいた事業者の担当者宛て、実施日時及び場所を電子メールにてご連絡します。希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

## (5) 提案に関する資料の提出

対話にあたり特に資料提出は必須ではありませんが、対話又は説明のために必要な場合には、令和4年10月14日(金)までに、提案に関する資料1部及び電子データをご送付ください（非対面式の場合は、「8. お問い合わせ先」へ電子メールにてご提出ください。）。なお、資料の様式は任意とします。

## (6) サウンディングの実施

### ① 実施期間

令和4年10月19日（水）～10月21日（金）

### ② 所要時間

1時間～1時間半程度

③ 場所

西条市役所 本庁会議室

④ その他

サウンディングは、参加事業者のアイデア及びノウハウ保護のため個別に実施します。

## (7) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果は、西条市ホームページで概要の公表を予定しています。また、参加事業者の名称は公表しません。

公表にあたっては、事業者のアイデア及びノウハウ保護等のため、事前に参加事業者に内容の確認を行います。

## 6. 留意事項

### (1) 参加事業者の取扱い

サウンディングへの参加実績は、事業者公募等における評価の対象にはなりません。また、本調査でご意見、ご提案いただいた内容は、当該ケーブル網の活用または処分にあたっの公募条件を検討する際の参考としますが、必ずしも条件に反映されるものではありません。

### (2) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

### (3) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

## 7. 添付書類

- ・ 別紙 1 エントリーシート（様式）
- ・ 別紙 2 質問シート（様式）

## 8. 問い合わせ先

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷 164 番地  
西条市総務部 ICT 推進課 ICT 推進係 【担当】 三崎、後藤  
TEL : 0897-52-1247 E-Mail : [ictsuishin@saijo-city.jp](mailto:ictsuishin@saijo-city.jp)